

令和2年(2020年)4月1日から、 多くの人を利用する施設は、 原則屋内禁煙となります。



たばこから発生した煙や喫煙者の呼気に含まれる煙にさらされる受動喫煙は、肺がんや虚血性心疾患等、様々な病気との関連が指摘されています。望まない受動喫煙を防止するため、平成30年(2018年)7月、改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例が公布され、令和2年(2020年)4月1日に全面施行されます。施設の禁煙化や喫煙室の設置等、ご対応をお願いします。

多くの人を利用する施設とは？

飲食店、事務所、ホテル等の2人以上が利用する施設です。

屋内で喫煙するには？

屋内での喫煙には、喫煙室の設置が必要になります。喫煙室設置に係る技術的基準や飲食店の場合のルールに関しては、2ページをご覧ください。

違反した場合はどうなるのですか？

施設の管理(権原)者には、受動喫煙防止の措置を講じる義務があります。

義務違反時には、罰則(過料)が適用されることがあります。

違反した場合、保健所による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査の他、過料の対象となる場合があります。

ご相談はこちらへ



飲食店だが、どの標識を貼ればいいのかわからない…
喫煙可能室の届出について聞きたい…など

●改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に 関するご相談(みなと保健所)

☎ 03-6400-9977

※月～金曜日午前8時30分から午後5時15分まで(祝日、12月29日～1月3日を除く)。
※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。



喫煙専用室の設置に当たって必要な要件を知りたい…
既存の喫煙場所が喫煙専用室の要件に適合するか
環境測定して欲しい…など

●喫煙専用室等専門アドバイザーによるご相談 (東京都福祉保健局)

☎ 0570-069690

※月～金曜日午前9時00分から午後5時45分まで(祝日、12月29日～1月3日を除く)。
※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。

禁煙への支援(みなと保健所)

●子育て・働き盛り世代の禁煙外来治療費助成

子育て中の働き盛り世代の区民に対し、保険適用による禁煙外来治療費の一部を助成します(助成金額の上限: 1万円)。

●港区禁煙支援薬局

右のマークのある区内の薬局では『港区禁煙支援薬局』として、無料で禁煙相談を行っています(禁煙補助剤の購入は実費)。



●禁煙相談

みなと保健所では、区民に対し禁煙に関する相談を実施しています。肺年齢測定、一酸化炭素濃度測定も受けられます(予約制、原則第2水曜午前)。

●禁煙外来マップ

港区内で禁煙外来治療を実施している医療機関をマップで紹介しています。

【問合せ先】健康推進課健康づくり係

詳しくは、
ホームページを
ご覧ください。



☎ 03-6400-0083

事業者のみなさまへ

受動喫煙防止対策は義務になります！



令和2年(2020年)4月1日からは、会社や飲食店等をはじめとした施設において、原則屋内禁煙化が開始されます。それまでに、屋内を禁煙にするか、基準(表1)を満たした喫煙室を整備するかを決めていただき、対策をとるようにお願いします。なお、飲食店では従業員の有無により、講ずべき対策が異なります。以下を参考に、新制度に沿った対策をとった施設から、標識の掲示をお願いします。ご不明な点は、受動喫煙防止対策に関する相談窓口までご相談ください。(1ページ参照)

〔表1〕喫煙室の技術的基準

喫煙室は、室外へのたばこ煙の流出を防ぐため、以下の基準を満たす必要があります。

- ① 出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

※従業員のいない小規模飲食店が、喫煙可能店として店内を全面喫煙可能とする場合は、②のみ満たす必要があります。

〔経過措置について〕

建物の構造上の問題等で、屋外に排気できない場合は、上記①・②に加え、下記を満たす脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、たばこの煙を十分に浄化して喫煙室外へ排気してください。

- ・総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
- ・浄化により室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること

〔表2〕事業者が講ずべき対策の例

	禁 煙	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙可能室
標識の掲示	必要(※) ※飲食店においては 店頭表示義務あり。	必要 	必要 	必要 
20歳未満の立入	立入可	不可	不可	不可
紙巻きたばこの喫煙	不可	喫煙可能	不可	喫煙可能
加熱式たばこの喫煙	不可	喫煙可能	喫煙可能	喫煙可能
喫煙以外の行為	可	不可	可： 飲食等の提供可能	可： 飲食等の提供可能
適合施設	事業所、飲食店等	事業所、飲食店等	事業所、飲食店等	【要件を満たした飲食店】 ・従業員がいない ・令和2年(2020年)4月1日時点で既に営業している ・客席面積100㎡以下 ・個人経営もしくは中小企業(資本金等が5,000万円以下)
区への届出	—	—	—	必要

屋内が禁煙なら、
屋外で
吸っていいの？



港区では、屋外の公共の場所では、指定喫煙場所を除き、喫煙禁止です。また、敷地内の喫煙でも、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされることがないように配慮する必要があります。



例えば、敷地内であっても道路に煙が流れ出てしまう場所や道路に灰皿を置いて喫煙することはできません。
事業者は、従業員や取引先等に、みなとタバコルールを守ってもらうよう努めなければなりません。

詳しくは3ページをご覧ください

みなとタバコルールをご存知ですか？



たばこを吸う人も吸わない人も快適なまちづくりをめざし、港区は「みなとタバコルール」を推進しています。区内で暮らす人や働く人等、全ての人が守るべきルールとして、屋外の公共の場所では、「たばこの吸い殻のポイ捨て禁止」「喫煙の禁止（指定喫煙場所を除く）」「私有地であっても、屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮」等を「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で定めています。

港区が平成28年（2016年）に区内の喫煙所で喫煙者への聞き取り調査を行ったところ、喫煙者のうち約1割が区民、残りの約9割は仕事等で港区に来られた方で占められていました。みなとタバコルールの推進には、港区で働く人や港区を訪れる人のご協力が不可欠です。

このリーフレットを職場の皆様でご覧いただき、みなとタバコルールへのご協力をお願いします。また、会社やお店に来られる皆様にも、みなとタバコルールを広めてください。



みなとタバコルール（港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例第9条）

港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルール

屋外の公共の場所（道路、公園、公開空地など）では

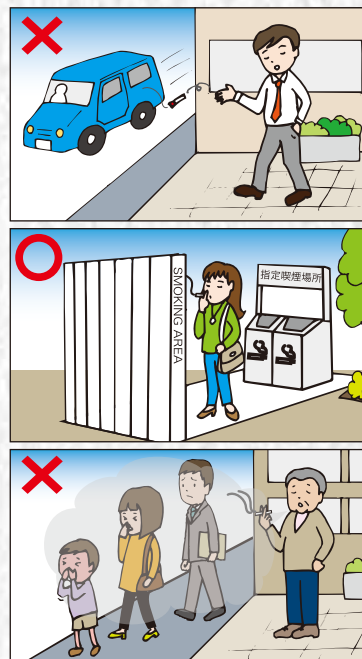
- 1 たばこの吸い殻のポイ捨て禁止
- 2 喫煙の禁止（指定喫煙場所を除く。）※指定喫煙場所とは区が設置、又は指定する喫煙場所です。

私有地で喫煙する場合であっても

- 3 屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮

港区内で事業活動を行う全ての事業者の方が守るべきルール

- 4 事業者が所有する敷地内で喫煙する場合、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされることがないように、灰皿の移動、撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行わなければならない。
- 5 従業員や取引先など、事業活動に関わる人に、1から3のルールを遵守させるよう努めなければならない。



このページの記事に関するお問い合わせ

みなとタバコルールに関する専用問合せ窓口

令和2年(2020年) 3月30日まで

令和2年(2020年) 3月31日から

☎0120-226-049

※月～金曜日午前10時00分から午後5時00分まで（祝日を除く。）

☎03-3578-2487

※月～金曜日午前8時30分から午後5時15分まで（祝日、12月29日～1月3日を除く。）

指定喫煙場所を ご利用ください!



ボクの
マークが
ある所で
吸ってね!

港区では、吸う人も吸わない人も快適なまちづくりをめざし、指定喫煙場所を設置しています。設置場所は港区ホームページから検索できます。

※移設・撤去等により場所が変更になる場合があります。

▶指定喫煙場所地図

(施設一覧マップ(Googleマップ)から探す)



▶喫煙場所マップ

(PDFファイルから探す・
日、英、中、ハングル)



港区屋内喫煙所設置費等 助成制度のご案内

受動喫煙防止のための喫煙場所を整備することにより、区民等の快適な生活環境を実現するため、一般開放可能な屋内喫煙所(コンテナ型など屋内と同等の設備を有する屋外設置の喫煙所を含む。)を設置する建築物の所有者等の方に、屋内喫煙所の設置費及び維持管理費を助成します(助成割合10/10、上限あり)。助成金の利用を検討されている場合は、必ず事前にご相談ください。助成制度の詳細は、港区ホームページをご覧ください。

港区 屋内喫煙所

検索



このページの記事に
関するお問い合わせ

環境課環境政策係

※月～金曜日午前8時30分から午後5時15分まで(祝日、12月29日～1月3日を除く)。

☎03-3578-2487

みなとタバコルール宣言 登録事業者募集中!

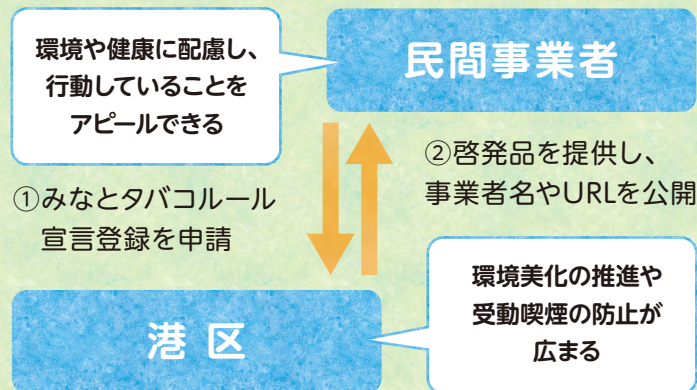


港区では、「みなとタバコルール」に賛同し、港区と一緒に「みなとタバコルール」を広めてくださる事業者を募集しています。賛同(宣言登録)していただいた事業者には、港区が啓発品を提供し、港区ホームページに事業者名・URLを掲載してPRします。ぜひ宣言登録をお願いします。



「みなとタバコルール宣言」とは…?

官民協働で環境美化の推進や受動喫煙の防止に向けて取り組む活動です!



みなとタバコルール宣言【よくある質問】

Q1:啓発品の受け取り方法は?

A1:最寄りの各地区総合支所で受け取ることができます。

Q2:港区HPに掲載されたくありません。

A2:申請書にその旨を記入してください。
港区HPに掲載しないようにします。

Q3:表彰制度があると聞きましたが?

A3:みなとタバコルールの推進に貢献した事業者を表彰するみなとタバコルール賞という表彰制度があります。ぜひご応募ください。

右の写真は、令和2年(2020年)2月の表彰の様子です。

